

[2017年度円借款事業（STEP）施工安全確認調査]

（公告日：2017年8月29日／公告番号：国契-17-070）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1		入札説明書（全般）－補強の可否について	本調査案件で補強を認める要件は、一般の案件について適用される下記の要件と同じであると考えて宜しいでしょうか？ 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の内地を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の内地を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。	ご指摘の要件は、本件にはありません。
2	P.27	2. 受注者の条件	「契約・案件監理」は再委託とありますが、再委託した場合は、上記補強の人数からは除外するとの理解で宜しいでしょうか？	ご指摘の要件は、本件にはありません。
3	P.27	2. 受注者の条件	本調査案件では、業務主任者（総括）について補強は認められますでしょうか？	ご指摘の要件は、本件にはありません。
4	P.27	第2 業務仕様書 3. 業務量目処と業務従事者の構成（案）	本調査への参加準備に際し、越国内在住の方の調査参加があった場合、この参加者のM/M計算について、 ・居住地（越国内）滞在時：20人日=1M/M ・ホーチミン（現地）滞在時：30人日=1M/M での換算でよろしいのでしょうか？	居住地以外の現地での活動は、業務量目安の「現地」として積算ください。

通番	該当頁	項目	質問	回答
5	P. 27	第2 業務仕様書 3. 業務量目処と業務従事者の構成(案)	業務量目安①全体5.8M/M、②契約・案件監理専門家1.67M/Mとありますが、積算様式の直接人件費は単価(円/日)となっています。M/Mと単価との関係はどのようになっていますでしょうか。	<p>直接人件費については、日額(円/日)に業務日数(人日)を乗じてください。「M/M」についての説明は削除します。(以下の赤字については削除。なお、1.67M/Mは、正しくは1.5M/Mでした。)</p> <p>【変更前】 (1) 業務量目途： ① 全体5.87M/M(契約・案件監理専門家業務量除く)(国内84日、現地50日) ② 契約・案件監理専門家1.67M/M(居住地16日、居住地外21日)</p> <p>内訳は以下のとおり(国内は20人日=1M/M、現地は30人日=1M/Mで計算)</p> <p>総括/安全管理 56日 25日(第一次:19日、第二次:6日) 安全・事故防止 28日 25日(第一次:19日、第二次:6日) 契約・案件監理 16日 21日(第一次:14日、第二次:7日)*</p> <p>【変更後】 (1) 業務量目途： ① 全体業務日数(契約・案件監理専門家業務量除く)(国内84日、現地50日) ② 契約・案件監理専門家の業務日数(居住地16日、居住地外21日)</p> <p>内訳は以下のとおり 専門家 国内/居住地* 現地 総括/安全管理 56日 25日(第一次:19日、第二次:6日) 安全・事故防止 28日 25日(第一次:19日、第二次:6日) 契約・案件監理 16日 21日(第一次:14日、第二次:7日)*</p>
6	P. 27	2. 受注者の条件	契約・案件監理専門家は再委託可の対象であり、他の団員とは異なりますが、プロポーザル中での同専門家に係る提案の内容、書式、使用言語は提案者の自由であるとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりで問題ありません。
7	P. 28	第2 業務仕様書 3. 業務量目処と業務従事者の構成(案) (3) 求められる能力(業務仕様書で要求されている契約・案件監理専門家の資格・経験は非常に高度かつ同時成立が困難な条件も含み、多岐に亘っております。さらに、そのような高度の要件を満たす人材から2回の現地調査時スケジュールの事前コミットを取るのには困難である可能性も考えられます。以上の問題に対応する現実的な方策として、再委託費12,011,000円(定額)の金額上限の中で契約・案件監理専門家を2名雇用する案が考えられますが、認められますでしょうか？	「I.3.業務量目処と業務従事者の構成(案)」に記載のとおり、より適切な構成がある場合は、その理由を含めて技術提案書においてご提案ください。2名雇用し、現地調査及び国内調査のレビュー作業を分担したとしても、「I.4.実施方針及び留意事項(6)」記載事項が円滑かつ効率的に実施する方法についてご記載ください。また、契約・案件監理専門家からは特に高いレベルからの知見を得ることを目的としていることについてはご留意ください。
8	P. 28	第2 業務仕様書 5. 費用の積算方法	④契約・案件監理専門家費の定額計上費用の中に旅費が含まれると記載がありますが、この「旅費」は航空賃、国内/現地交通費等を含むものとの理解でよろしいですか？	定額計上の④費用には、④契約・案件監理専門家の現地調査時の移動に必要な費用は含めていません。5.費用の積算方法(1)(イ)一般業務費の括弧内に記載している「車両借上費」にてカバーされるという理解です(専門家が現地でバラバラに行動することはないという理解です)。入札説明書「別紙1」にも記載のとおり、②一般業務費に現地車両関連費の計上をお願いいたします。 (補足:④費用に含めているのは(1)人件費(居住地調査)(2)人件費(越国現地調査時)(3)旅費(居住地から越国への移動および越国内の移動に伴う航空賃)(4)宿泊費、のみとなります)

通番	該当頁	項目	質問	回答
9	P. 28	第2 業務仕様書 5. 費用の積算方法 (1) 直接経費 (ウ) 通訳・翻訳及びセミナー開催費	通訳・翻訳及びセミナー開催費の定額計上分には、指示書上の説明で「資料の翻訳費」を含むと記載がありますが、この部分は中間／最終報告書で提出指示のある越文（要約）報告書作成に関する翻訳費用は含まれていないとの理解でよろしいでしょうか？	定額計上の「③通訳・翻訳及びセミナー開催費」には、「6. 成果品等」で定める成果品作成に係る原稿翻訳費用（英→越訳）を含めています。
10	P. 28	5. 費用の積算方法 (1) 直接経費 (ウ) 通訳・翻訳及びセミナー開催費	インセプションレポート/中間報告書/最終報告書のベトナム語翻訳費用も定額で計上される(ウ)の中に含まれるという理解でよろしいでしょうか？	定額計上の「③通訳・翻訳及びセミナー開催費」には、「6. 成果品等」で定める成果品作成に係る原稿翻訳費用（英→越訳）を含めています。
11	P. 33 P. 36	2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項 (1) 応札者の経験・能力等 技術評価表(提案要求事項一覧表)	技術評価表には、応札者の経験・能力等に関する項目及び配点がありません。様式1(その2)の提出は必要でしょうか？	不要です。第3 業務提案書の作成要領1. 技術提案書の構成と様式(1) 応札者の経験・能力等、2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項(1) 応札者の経験・能力等ア、イを削除します。
12	P. 33	2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項 (1) 応札者の経験・能力等 ア. 類似業務の経験	共同企業体で技術提案書を提出する場合、以下の(i)なのか(ii)なのかご教示下さい。 (i) 企業体で様式1(その1)には類似業務を5件以内、(その2)はそのうち3件以内の実績を記入する。 (ii) 企業体の各社ごとに様式1(その1)には類似業務を5件以内、(その2)はそのうち3件以内の実績を記入する。	技術評価表には、応札者の経験・能力等に関する項目を設けておりませんので、「応札者の経験・能力等ア. 類似業務の経験」について提出は不要です。第3 業務提案書の作成要領1. 技術提案書の構成と様式(1) 応札者の経験・能力等、2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項(1) 応札者の経験・能力等ア、イを削除します。
13	P. 34	2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項 (3) 業務従事者の経験・能力等 ア. 業務従事者の推薦理由	業務従事者が複数の場合、全員の推薦理由が400字以内でしょうか、それとも1名につき400字以内でしょうか、ご教示下さい。	1名につき、400字以内となります。
14	P. 34	2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項 (3) 業務従事者の経験・能力等 イ. 業務従事者の経験・能力等	外国籍人材を契約・案件監理専門家として提案する場合、「様式2(その1)」及び「様式2(その2)」相当は、英語でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりで問題ありません。
15	P. 35	2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項 (3) 業務従事者の経験・能力等 ウ. 特記すべき類似業務の経験	業務従事者が複数名いる場合でも、「様式2(その3)」は、業務総括者についてのみ記載すればよいという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりで問題ありません。
16	P. 38	3. その他留意事項 (2) 受注者の責によらない止むを得ない場合の業務量の増加	左記の記載は、41ページ 5 契約書(案)(業務内容の変更)第7条 第1項を補足しているという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりで問題ありません。

通番	該当頁	項目	質問	回答
<p>N017.18は、「P29 6.支払い条件」「P38 2.請求金額の確定の方法」「P44 契約書(案)第14条経費の確定」に、関連した内容となります。内容を統一して変更いたします。なお、契約書(案)を業務仕様書、経費の留意点にて、詳細説明しております。</p>				
17	P29	第2業務仕様書 6.支払い条件 (2) (3)	<p>29ページ 6.支払い条件には以下の記載があります。</p> <p>(2)5.にて定額で入札金額に計上をしている「(1)直接経費③通訳・翻訳及びセミナー開催費」及び「(1)直接経費④契約・案件監理専門家費」以外の項目：“契約書にて記載された金額”</p> <p>(3)5.にて定額で入札金額に計上をしている「(1)直接経費③通訳・翻訳及びセミナー開催費」及び「(1)直接経費④契約・案件監理専門家費」：“契約書にて記載された金額を上限とし、経費精算報告書にて証憑書類をもとに実費を明らかにし、・・・。</p> <p>“契約書にて記載された金額”と“契約金額の範囲内において単価及び実績による。”と“契約金額内訳書に定められた単価及び実績による。”は微妙に異なっているように思われます。用語も含め、どのように解釈すればよろしいのでしょうか、ご教示下さい。</p>	<p>【変更後】</p> <p>(2)直接人件費・管理費： 契約金額内訳書に定められた単価及び実績による。受注者は業務完了にあたって、業務量目安(P27.3(1))に記載された日数を上限とした実動日数に単価を乗じた額を経費精算報告書を作成し、実績を確認できる書類を添付すること。発注者は精算報告書を検査し、検査結果及び精算金額を通知する。受注者は同通知に基づき、請求書を発行する。</p> <p>(3)直接経費</p> <p>①旅費、一般業務費： 契約金額内訳書に定められた金額による。業務の完了や成果物等の検査の結果合格した場合、発注者は受注者からの請求に基づき、契約金額内訳書に定められた額を支払う。</p> <p>②通訳・翻訳及びセミナー開催費、契約・案件監理専門家費： 契約金額内訳書に定められた範囲内において、領収書等の証拠書類に基づいて、実費精算する。受注者は業務完了にあたって経費精算報告書を作成し、発注者は精算報告書ならびに証拠書類を検査し、検査結果及び精算金額を通知する。受注者は同通知に基づき、請求書を発行する。</p> <p>なお、経費精算報告書には、「(2)、(3)①②及び消費税」の合算した総額についても記載ください。</p>
18	P.44	第5 契約書(案) (経費の確定) 第14条	<p>第14条の第5項には以下のように規定されております。</p> <p>(1)直接人件費・管理費：“契約金額の範囲内において”、定められた単価及び実績による。</p> <p>(2)直接経費：“契約金額の範囲内において”、領収書等の証拠書類に基づく実費精算による。</p> <p>ただし、旅費、一般業務費については、契約金額内訳書に定められた単価及び 実績による。</p>	<p>【第14条の第5項：変更後】</p> <p>5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 直接人件費・管理費 契約金額内訳の範囲内において、定められた単価及び実績による。</p> <p>(2) 直接経費 「通訳・翻訳及びセミナー開催費」「契約・案件監理専門家費」に係る経費については、契約金額内訳書の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づく実費精算による。 「旅費」「一般業務費」に係る経費については、契約金額内訳書に定められた額とする。</p>
	P38	第4.経費に係る留意点 2.請求金額の確定の方法	<p>38ページの2.請求金額の確定の方法は以下のとおりです。</p> <p>(1)「直接人件費」「管理費」及び直接経費のうち、「旅費」「一般業務費」に係る経費： 契約金額内訳書に定められた単価及び実績による。</p> <p>(2)直接経費のうち、「通訳・翻訳及びセミナー開催費」「契約・案件監理専門家費」に係る経費：“契約金額の範囲内において”、領収書等の証拠書類に基づく実費精算による。</p>	<p>【第4.経費に係る留意点 2.請求金額の確定の方法：変更後】</p> <p>(1)直接人件費・管理費： 契約金額内訳書(競争に付した額)の範囲内において、定められた単価及び実績による。受注者は業務完了にあたって、業務量目安(P27.3(1))に記載された日数を上限とした実動日数に単価を乗じた額を経費精算報告書を作成し、実績を確認できる書類を添付すること。発注者は精算報告書を検査し、検査結果及び精算金額を通知する。受注者は同通知に基づき、請求書を発行する。</p> <p>(2)直接経費</p> <p>①旅費、一般業務費： 契約金額内訳書(競争に付した額)に定められた金額による。業務の完了や成果物等の検査の結果合格した場合、発注者は受注者からの請求に基づき、契約金額内訳書に定められた額を支払う。</p> <p>②通訳・翻訳及びセミナー開催費、契約・案件監理専門家費： 契約金額内訳書(定額)の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づいて、実費精算する。受注者は業務完了にあたって経費精算報告書を作成し、発注者は精算報告書ならびに証拠書類を検査し、検査結果及び精算金額を通知する。受注者は同通知に基づき、請求書を発行する。</p>

通番	該当頁	項目	質問	回答
機構からのお知らせ				
別紙 1	積算様式	2. 直接人件費	【変更前】人日国内 【変更後】人日	変更後の別紙1を添付します。
第5	契約書 (案)	前払金について	(前払金) 第15条の2 を追加します。	変更後の契約書(案) を添付します。

※次の6頁相当以降に添付資料あります。

以上

別紙 1 積算様式

1. 直接経費 円

項目	単価	単位	小計
① 旅費			
② 一般業務費 (※)			
③ 通訳・翻訳・セミナー開催費			346,000 円
④ 契約・案件監理専門家費			12,011,000 円
合計			

※現地車両関連費、通信運搬費、資料等作成費、成果品作成費を含めること。

2. 直接人件費 円

担当業務	単価 (円/日)	人日	小計
総括/安全管理 (国内業務)		56	
総括/安全管理 (海外業務)		25	
安全・事故防止対策 (国内業務)		28	
安全・事故防止対策 (海外業務)		25	
合計		84	

3. 管理費 円

項目	計算根拠 (例：2の国内業務分合計の○%)	小計

4. 入札金額 (1 + 2 + 3) 円5. 消費税等額 (= 4 × 消費税率) 円4 合計 (= 4 + 5) 円

以上

業務委託契約書

1. 業務名称 2017年度円借款事業（STEP）施工安全確認調査
2. 契約金額 金00,000,000円
（内 消費税及び地方消費税の合計額 0,000,000円）
3. 履行期間 2017年10月●●日から
2018年5月●●日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事 神崎康史（以下「発注者」という。）と●●●● ●●●●● ●●●●●（以下「受注者」という。）とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総 則）

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書I「業務仕様書」に定義する業務の完成を約し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。
- 2 受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、業務を完成するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。
 - 3 頭書の「契約金額」に記載の「消費税及び地方消費税」（以下「消費税等」という。）とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくものとする。
 - 4 法令の改正により消費税等の税率が変更された場合、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更以前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
 - 5 本契約の履行及び業務の実施（安全対策を含む。）に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第5条に定義する監督職員を経由して提出するものとする。
 - 6 前項の書類は、第5条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
 - 7 発注者は、本業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。

（業務計画書）

- 第2条 受注者は、本契約締結日から起算して14日以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託又は下請負の禁止)

第4条 受注者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者が、前項ただし書の規定により業務の実施を第三者に委託し、又は請負わせる場合には、受注者は、当該第三者に対し、本契約に基づき受注者に対して課せられる義務と同等の義務を負わせなければならない。受注者は、当該第三者の義務違反に基づく賠償義務についても、連帯して責任を負う。

(監督職員)

第5条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構インフラ技術業務部有償技術審査室長の職にある者を監督職員と定める。

2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。

(1) 第1条第6項に定める書類の受理

(2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議

(3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会

3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

(1) 指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画などを示し、実施させることをいう。

(2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。

(3) 協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(4) 立会 監督職員又はその委任を受けたものが作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録することとする。

5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、前項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。

(業務責任者)

第6条 受注者は、本契約の履行に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。また、業務責任者を変更するときも同様とする。

2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、業務の実施についての総括管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。

3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限(た

だし、契約金額の変更、作業項目の追加等業務内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭授受の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。)を有するものとする。

(業務内容の変更)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務内容の変更を求めることができる。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 第1項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が損害を受けたときは、発注者、受注者は変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。

4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

(一般的損害)

第8条 業務の実施において生じた損害(本契約で別に定める場合を除く。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第9条 業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

3 前二項の場合その他業務の実施に関し、第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

第10条 受注者は、頭書の「履行期間」の最終日までに業務を完了し、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第14条に規定する経費確定(精算)報告書に代わって、附属書Ⅱ「契約金額内訳書」に規定する単価等に基づき確定した経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。

2 業務の完了前に、業務仕様書において可分な業務として規定される一部業務が完了した場合は、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができる。

3 発注者は、前2項の業務完了届を受領したときは、その翌日から起算して10営業日(営業日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日か

ら1月3日までの日を除く、月曜日から金曜日までの日をいう。)以内に当該業務について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

(債務不履行)

第11条 受注者の責に帰すべき理由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられない場合は、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(成果物及び業務提出物の取扱い)

第12条 受注者は、業務仕様書に成果物(以下「成果物」という。)が規定されている場合は、成果物を第10条第1項及び第2項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、第10条第3項に規定する検査を受けるものとする。

2 前項の場合において、第10条第3項に定める検査の結果、成果物について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、第10条第3項の規定を準用する。

3 受注者は、業務提出物を業務仕様書の規定(内容、形態、部数、期限等)に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。

4 受注者が提出した成果物及び業務提出物の所有権は、第10条第3項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認をもって、受注者から発注者に移転する。

5 受注者が提出した成果物及び業務提出物の著作権(著作権法第27条、第28条所定の権利を含む。)は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、第10条第3項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認と同時に受注者から発注者に譲渡されたものとし、著作権が受注者から発注者に譲渡された部分については、受注者は発注者に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、成果物及び業務提出物のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。

6 前二項の規定は、第17条第1項の規定により本契約を解除した場合についても、引き続き効力を有するものとする。

(成果物の瑕疵担保)

第13条 発注者は、前条第4項による所有権の移転後において、当該成果物に瑕疵が発見された場合は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項において受注者が負うべき責任は、前条第1項及び2項の検査の合格をもって免れるものではない。

3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、前条第4項の所有権の移転後、1年以内に行わなければならない。

(経費の確定)

- 第 14 条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、経費確定（精算）報告書（以下「経費報告書」という。）を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
- 2 第 10 条第 2 項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して 30 日以内に、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
- 3 受注者は、附属書Ⅱ「契約金額内訳書」のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、第 1 項及び第 2 項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、契約金額の範囲内で発注者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）として確定し、経費報告書を受理した日の翌日から起算して 30 日以内に、これを受注者に通知しなければならない。
- 5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。
- (1) 直接人件費・管理費
契約金額内訳書の範囲内において、定められた単価及び実績による。
- (2) 直接経費
「通訳・翻訳及びセミナー開催費」「契約・案件監理専門家費」に係る経費については、契約金額内訳書の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づく実費精算による。
「旅費」「一般業務費」に係る経費については、契約金額内訳書に定められた額とする。

(支払)

- 第 15 条 受注者は、第 10 条第 3 項による検査に合格し、前条第 4 項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に支払を行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から是正された支払請求を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

(前払金)

- 第 15 条の 2 受注者は、発注者に対して、契約金額の 10 分の 4 相当額を限度とする前払金を請求することができる。
- 2 受注者は、前項により前払金を請求しようとするときは、前払金の額について、契約書本体頭書に規定する履行期間を保証期間として、次の各号の一に該当する

保証の措置を講じ、保証書その他当該措置を講じたことを証する資料を発注者に提出しなければならない。

(1) 公共事業の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

(2) 銀行又は発注者の指定する金融機関等の保証

3 発注者は、前二項の規定による前払金の請求があったときは、審査のうえ、請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

4 業務内容の変更その他の理由により履行期間を延長した場合には、受注者は、ただちに、第2項に基づく保証の措置に係る保証契約を変更し、変更後の保証書を発注者に寄託しなければならない。なお、受注者は、業務の進捗が契約金額に占める前払金及び部分払の割合を超えると判断される場合、寄託した保証書の返却を請求できるものとする。

(天災その他の不可抗力の扱い)

第16条 自然災害又は暴動、ストライキ等の人為的な事象であって、発注者、受注者双方の責に帰すべからざるもの（以下「不可抗力」という。）により、発注者、受注者いずれかに生じた履行の遅延または不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

2 不可抗力が発生した場合は、発注者及び受注者は、その後の必要な措置について協議し、定める。

(発注者の解除権)

第17条 発注者は、本契約において別に定めるほか、受注者が次に掲げる各号の一に該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

(1) 受注者の責に帰すべき事由により本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3) 受注者が次条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。

(4) 受注者が本契約の履行中に、発注者から競争参加資格停止等の措置を受けたとき。

(5) 受注者に不正な行為があったとき。

(6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。

(7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。

(8) 受注者が、次に掲げる各号の一に該当するとき、又は次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。

イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。平成

16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要項」に準じる。以下「反社会勢力」という。)であると認められるとき。

- ロ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
- ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
- ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は発注者に対し契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。)の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超える場合には、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

(発注者のその他の解除権)

第18条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも30日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

- 2 第1項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用と、契約業務を完成したとすれば取得しえたであろう利益とする。

(受注者の解除権)

第19条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了すること

が不可能となったときは、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除した場合においては、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けた時は、発注者はその被害を賠償するものとする。賠償額は、受注者がすでに支出し、他に転用できない費用と、契約業務を完成したとすれば取得しえたであろう利益とする。

(不正行為等に対する措置)

- 第 20 条 受注者が、第 17 条第 1 項第 5 号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して内部調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができるものとする。
- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、不正等の行為の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。
- 3 発注者は、不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じ、併せて受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(談合等不正行為に対する措置)

- 第 21 条 受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の 100 分の 10 に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超える場合には、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。
 - (1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 本契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の違約金を発注者に支払わなければならない。
- 3 受注者が第 1 項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年（365 日とする。）2.8 パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。
- 4 前三項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。
- 5 第 1 項の各号のいずれかに該当したときは、発注者は、催告を要せずして、本

契約を解除することができる。

6 本条の各規定は、競争に付して受注者を決定した場合にのみ適用する。

(秘密の保持)

第 22 条 受注者（第 4 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、業務の実施上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受けたときに既に公知であったもの。
- (2) 開示を受けたときに既に受注者が所有していたもの。
- (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの。
- (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したものの。
- (5) 開示の前後を問わず受注者が独自に開発したことを証明しうるもの。
- (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの。
- (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの

2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。

3 受注者は、本契約の業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

6 受注者は、本契約業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。

7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

(個人情報保護)

第 23 条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。）第 2 条第 3 項で定義される保有個人情報を指し、

以下「保有個人情報」という。)を取扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

(1) 業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。

ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。

(2) 業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある独立行政法人個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。

(3) 保有個人情報の管理責任者を定めること。

(4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。

(5) 発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。

2 前項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

(特定個人情報保護)

第 23 条の 2 第 22 条及び前条の規定にかかわらず、受注者は、本契約において、特定個人情報等（「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 5 項で定める個人番号及び同条第 6 項で定める特定個人情報をさし、以下「特定個人情報等」という。）に係る関係事務を実施する場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

(1) 業務従事者等に次に掲げる行為を遵守させること。

イ 特定個人情報等は、受注者が本契約に基づき行う個人番号関係事務（番号法第 2 条第 11 項に定義される「個人番号関係事務」を指す。）の履行に必要な範囲を超えて利用してはならない。

ロ 特定個人情報等を複製したり、受注者の事業所等の外へ持ち出してはならない。

ハ 特定個人情報等は秘密として保持し、第 4 条第 1 項に基づき第三者に業務の実施を委託する場合を除き、第三者に提供してはならない。

(2) 業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある番号法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。

(3) 特定個人情報等の管理責任者と担当者を別途文書にて定めること。

(4) 特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じること。

(5) 本契約の業務従事者等に対して、特定個人情報等の取扱いについての教育を実施すること。また、発注者の求めに応じてその教育を実施したことを証明する文書を提出すること。

(6) 委託された特定個人情報等の漏えい等の事案発生時における対応をあらかじめ定めること。

(7) 第 22 条第 6 項に基づき、特定個人情報等を破棄又は返却すること。この場

合に第 22 条第 6 項中の「秘密情報」は、「特定個人情報等」と読み替える。特定個人情報等を破棄又は返却した場合には、発注者に対して当該特定個人情報等を破棄又は返却したことを証明する文書を提出すること。

(8) 発注者は、受注者の事業所等において、特定個人情報等が適切に管理されているか、年 1 回以上の定期的検査等により確認し、その結果を記録するとともに、管理状況が不適切である場合には、改善を指示することができる。受注者は改善を指示された場合には、その指示に応じること。

(9) 前号に限らず発注者の求めがあった場合は、受注者は特定個人情報等の管理状況を書面にて報告すること。

(安全対策)

第 24 条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第 25 条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(海外での安全対策)

第 26 条 業務仕様書において海外での業務が規定されている場合、受注者は、第 24 条及び前条の規定を踏まえ、以下の安全対策を講じるものとする。

(1) 業務従事者等について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。ただし、業務従事者等の派遣事務（航空券及び日当・宿泊料の支給）を発注者が実施する場合であって、発注者が海外旅行保険を付保するときは、この限りではない。

- ・ 死亡・後遺障害 3,000 万円（以上）
- ・ 治療・救援費用 5,000 万円（以上）

(2) 業務を実施する国・地域への到着後、速やかに滞在中の緊急連絡網を作成し、前号の付保内容と併せ、発注者の在外事務所等に提出する。なお、業務従事者等が 3 ヶ月以上現地に滞在する場合は、併せて在留届を在外公館に提出させる。

(3) 業務を実施する国・地域への渡航前に、外務省が邦人向けに提供している海外旅行登録システム「たびレジ」に、業務従事者等の渡航情報を登録する。

(4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト（国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER）上で提供する安全対策研修（Web 版）を業務従事者等に受講させる。

(5) 業務を実施する国・地域にかかり、発注者が提供する安全対策に関する「行動規範」を遵守して行動する。

2 第 24 条及び前条の規定にかかわらず、海外での業務について、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、発注者は、受注者と共同で又は受注者に代わって、受注者の業務従事者等に対し、安全対策措置のための指示を行うことができるものとする。

(業務引継に関する留意事項)

第 27 条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約の業務が完了した場合には、受注者は発注者の求めによるところに従い、本契約の業務を発注者が継続して遂行できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

(契約の公表)

第 28 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における最終職名)

(2) 受注者の直近 3 ヶ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、受注者は、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第 29 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第 30 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者、受注者協議して、これを定める。

(合意管轄)

第 31 条 本契約に関し裁判上の紛争が生じた場合には、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

20●●年●●月●●日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 神崎 康史

受注者

[附属書 I]

業 務 仕 様 書

[附属書Ⅱ]

契約金額内訳書